28以上35未満	適合機種	1.67
	適合外機種	1.33
35以上67未満	適合機種	1.86
	適合外機種	1.33
67以上	適合機種	1.86
	適合外機種	1.23

（備考）「エネルギー消費効率」は、日本工業規格Ｂ8627―１に適合する製品にあっては、同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、それ以外の製品にあっては、室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力の和を当該室外機の定格ガス消費量及び定格消費電力を一次エネルギー換算した数値の和で除して得た数値とする。

三十八　高効率業務用エアコンディショナー（省エネ法施行令第21条第２号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示３⑶に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に100分の88を乗じて小数点以下１桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないものに限る。）

区分			基準エネルギー消費効率
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6キロワット未満	Ｅ＝6.0
		3.6キロワット以上 10.0キロワット未満	Ｅ＝6.0－0.083×（Ａ－3.6）
		10.0キロワット以上 20.0キロワット未満	Ｅ＝6.0－0.12×（Ａ－10）
		20.0キロワット以上 28.0キロワット以下	Ｅ＝5.1－0.060×（Ａ－20）
	四方向カセット形以外	3.6キロワット未満	Ｅ＝5.1
		3.6キロワット以上 10.0キロワット未満	Ｅ＝5.1－0.083×（Ａ－3.6）
		10.0キロワット以上 20.0キロワット未満	Ｅ＝5.1－0.10×（Ａ－10）
		20.0キロワット以上 28.0キロワット以下	Ｅ＝4.3－0.050×（Ａ－20）
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0キロワット未満	Ｅ＝5.7
		10.0キロワット以上 20.0キロワット未満	Ｅ＝5.7－0.11×（Ａ－10）
		20.0キロワット以上 40.0キロワット未満	Ｅ＝5.7－0.065×（Ａ－20）
		40.0キロワット以上 50.4キロワット以下	Ｅ＝4.8－0.040×（Ａ－40）
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	Ｅ＝4.9
		20.0キロワット以上 28.0キロワット以下	Ｅ＝4.9
	ダクト形	20.0キロワット未満	Ｅ＝4.7
		20.0キロワット以上 28.0キロワット以下	Ｅ＝4.7

（備考）

１　「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

２　「マルチタイプのもの」とは、１の室外機に２以上の室内機を接続するものをいう。以下同じ。

３　Ｅ及びＡは次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率

Ａ：冷房能力（単位　キロワット）

三十九　高効率家庭用エアコンディショナー（省エネ法施行令第21条第２号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める家庭用エアコンディショナーであって、同告示３⑵に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。）

区分			基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	
直吹き形で壁掛け形のもの	3.2キロワット以下	寸法規定タイプ	5.8
		寸法フリータイプ	6.6
	3.2キロワット超 4.0キロワット以下	寸法規定タイプ	4.9
		寸法フリータイプ	6.0
	4.0キロワット超 5.0キロワット以下		5.5
	5.0キロワット超 6.3キロワット以下		5.0
	6.3キロワット超 28.0キロワット以下		4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2キロワット以下		5.2
	3.2キロワット超 4.0キロワット以下		4.8
	4.0キロワット超 28.0キロワット以下		4.3